

2021.7.18 第 11 回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会へ 報告

元大阪市立中学校教員 松田幹雄（グループ ZAZA、教職員なかもユニオン）

1. 「君が代」調教 NO！松田さん処分取消裁判の経過

<戒告処分と大阪市人事委員会への審査請求・裁決>

2012 年 2 月 29 日 大阪市国旗国歌条例制定（2012 年 5 月大阪市職員基本条例制定）

※2011 年度卒業式不起立での大阪市での処分 戒告…中 1、小 1、訓告…中 1

2015 年 3 月 12 日 大阪市立中野中学校卒業式で不起立（3 年担任 転勤 1 年目）

5 月 13 日 戒告処分辞令

7 月 10 日 大阪市人事委員会に戒告処分取り消しの審査請求

7 月 13 日 支援組織 D-TaC（Democracy for Teachers and Children

～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～）結成⇒ブログ開設

※以降、市教委側弁明書に対する弁駁書 5 通、陳述書・陳述書（2）提出、公開審理 2 回（2018 年 10 月 25 日：証人…処分担当課長・校長、2018 年 12 月 6 日：証人…松田本人）、2016 年 4 月 1 日再任用（以降、継続して大阪市 U 中学校⇒2021 年 3 月 31 日 65 歳で退職）

2020 年 6 月 22 日 裁決（処分を承認）

<大阪地裁提訴と口頭弁論の経過>

2020 年 12 月 17 日 大阪地裁に『「君が代」調教 NO！松田さん処分取消裁判』提訴

2021 年 2 月 24 日 第 1 回口頭弁論（原告訴状陳述、被告答弁書陳述、原告冒頭意見陳述）

4 月 22 日 第 2 回口頭弁論（原告第 1 準備書面陳述）

6 月 30 日 第 3 回口頭弁論（被告第 1 準備書面陳述、原告第 2 準備書面陳述）

9 月 22 日 第 4 回口頭弁論予定

2. 「君が代」調教 NO！松田さん処分取消裁判の原告主張の重点・論点

- ① 事実の認定…松田の不起立を見た生徒・保護者はほぼいない。処分理由は、生徒が見る可能性のあった不起立を、大阪市国旗国歌条例と職務命令に反して行ったこと。市教委・校長は、情感を伴わせるをえない積極的身体的行為（2009.9.9 大阪高裁判決）である「君が代」斉唱を卒業式の式次第に位置づけながら、「君が代」の歌詞の意味や扱いの変遷など、生徒に伝えるべき内容を明らかにしないでなく、それを伝え、どう考えるかは生徒自身が決めることとした松田作成の学習資料の活用を禁じたこと。「君が代」強制のもたらす問題と不起立の理由を記して市教委に提出した松田の上申書・上申書（2）について、公正公平な処分審査を担保するために設置されているはずの大阪市人事監察委員会教職員分限懲戒部会で一切検討されず、一切の部会審議の記録もないこと。処分を決めた教育委員会でも検討されていないこと等。
- ② 大阪市国旗国歌条例と教育長通知にもとづく卒業式の実態…大阪市国旗国歌条例の意味するところを示した教育長通知（①ピアノ伴奏等によって児童・生徒が国歌をしっかりと斉唱するよう指導、②自らが起立・斉唱することが教育効果を高めることを教職員に周知、③教職員に職務命令を発出、を校長に指示）に従った卒業式の実態は「調教」（戦前の学校における「教化」）。教職員の「起立・斉唱」は慣例上の儀礼的所作ではなく、率先垂範行為としての教育活動。東京の判例を機械的に当てはめることは許されない。
- ③ 国際法違反…子どもの権利条約 12 条・13 条・14 条・28 条・29 条違反、教員の地位に関する勧告

80 項、50 項違反、国際人権自由権規約 2 条、18 条、19 条違反を主張。

※ 原告第 2 準備書面で請求の理由を追加⇒「2015 年 1 月 23 日付教育長通知で校長に命じられた式次第による 2015 年 3 月 12 日大阪市立中野中学校卒業式の実施は、憲法 26 条、教育基本法前文、第 1 条等、及び、子どもの権利条約第 28 条 2 項、第 29 条 1 項に違反する違法な特別教育活動であるため、同式次第に従うべく命じられた職務命令並びに条例第 4 条の適用は違法であるため、本件処分は無効である。」 証拠として、子どもが主人公の卒業式をめざした取り組みの証言を提出。条例と教育長通知による強制によって、その努力がつぶされ、戦前と変わらない「教化」の場（天皇を象徴とする日本国家に従うべき存在と刷り込む場）に変えられていることを告発。

3. 『コロナ在宅勤務不払い裁判』（2020 年 9 月 17 日提訴 2021 年 9 月 27 日第 6 回口頭弁論予定）

（裁判紹介ピラから）

大阪維新のコロナ無策を転換させよう

「コロナ在宅勤務不払い裁判」にご支援を！

大阪市立中学校の教員だった松田さんは、2020 年 3 月 15 日、教職員なかもユニオンの ILO・ユネスコ合同専門家委員会（CEART）要請団の一員として、スイス・ジュネーブで、大阪維新支配下の「君が代」処分のあり方や人事評価制度が、国連「教員の地位に関する勧告」（1966 年）に反していることを訴えました。3 月 17 日夜に帰国して、新型コロナウイルス政府専門家委員会が欧州からの入国者（帰国者）に 2 週間の待機と公共交通機関不使用を要請する方針を出したことを知り、その後、3 月 31 日までの 2 週間、自宅勤務を行いました。校長と確認の上で始めた自宅勤務を大阪市教委が認めずに「欠勤」とし、それを理由として人事評価も最低評価とされ、合計 147,723 円の賃金・賞与が差し引かれました。松田さんは、2020 年 9 月 17 日、大阪地裁に、その未払い賃金・未支払い賞与の支払い、及び、損害賠償を求めて、提訴しました。松田さんは、「市教委の欠勤扱いはおかしい。大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部長・松井市長の責任で、勤怠の扱いを見直してほしい。」と訴え続けましたが、松井市長はその訴えを無視しました。深刻な感染実態を隠すことばかりに注力している大阪維新のコロナ無策を転換させるための裁判です。ご支援、よろしく願います。※裁判の情報は、教職員なかもユニオン HP に掲載。

4. 社会のあり方を問う運動として

『「君が代」調教 NO！松田さん処分取消裁判』は処分取消と学校に民主主義を実現することを目的とした D-TaC に支援してもらい、『コロナ在宅勤務不払い裁判』は教職員なかもユニオンに支援してもらっています。ブログ・HP に裁判提出書面も含めて裁判経過を掲載してもらっています。

『「君が代」調教 NO！松田さん処分取消裁判』では、経過からそれまで伏せていた学校名を明らかにして闘うことを決めました。6 月 30 日の第 3 回口頭弁論は、事前に「ええっ！元中野中学校の先生が…！？市教委相手に裁判！？」という裁判紹介チラシを中野中学校校区にポスティングして臨みました。D-TaC メンバーを中心に仲間の協力を得て合計 13 人で 15000 枚をポスティングし、そのピラを見てこの裁判を知って裁判傍聴に来てくれた人が 2 人いました。

『コロナ在宅勤務不払い裁判』では、この裁判についての意見投稿を呼びかけ、今、大阪市ホームページに 5 通の投稿が掲載されています。（「コロナ在宅勤務不払い裁判」で検索）

木川南小学校久保敬校長の「提言」にもあったように、「教育の問題は社会の問題」との立場で広く訴え、維新支配を打ち破り、子どもと教職員の権利を確立するためにぜひ勝利したいと思っています。

奥野泰孝（大阪府支援学校・再任用教員）

「君が代」強制は、天皇制を国体とした時代と変わっていないことを示しています。権力に従うことを「おきまえない」人をあぶり出し、処分し、「従順な臣民」教育を推し進めようとしているのでしょう。日本国憲法の「主権在民（国民主権）」「基本的人権」は空しくなっています。

国家権力が、私から「自由」や「権利」を奪おうとするから闘うのですが、それは、憲法を尊重し擁護する公務員の義務でもあります（憲法 99 条）。 また、そういう生き方をすることが教育公務員の立場であるとも思います。

子どもに対する教員としての責任の果たし方だと思っております。



強制に反対する行為

2001年2月、大阪府立高校の卒業式で「君が代」のテープが流れた時、正面のマイクの前に立ち、このように呼びかけました。「式での君が代斉唱は『思想及び良心の自由』の侵害です。君が代を歌うこと自体に抵抗はないと言われる方も着席してください。国会でも、難しい事を学校現場に、なぜ押しつけるのか。大人は責任ある行動をすべきです。」美術室廊下に手製ポスター掲示をしました。戦争プロパガンダのポスターや広告等の紹介と、「標語（言葉）、マーク（旗等）、シンボル（象徴）に注意しよう」という呼びかけです。美術の授業やHRでは、戦争と芸術や思想良心の自由などについて、話しました。また卒業式後、美術室準備室で卒業生と、「国歌斉唱」についてどう思うか等話し合うことができました。1年後出た処分は、口頭厳重注意でした。

養護学校に転勤して、不起立で3回懲戒処分を受けましたが、高校でのようにこのことを生徒と話し合う事はほとんどできませんでした。2006年当時、養護学校職場で「国歌」の強制はいけないという認識で「国歌」の演奏が終わってから2度目の入場を認めていました。2012年に起立斉唱しなかったら処分という職務命令が出るまでは、起立する教員はほとんどいませんでした。また「国歌」の時は立っても、統てある「校歌」の時は着席し、立てない生徒に寄り添うことを当たり前にしていました。

2013年の処分は、肢体不自由や重複の障害を持つ生徒が式場内に居て介助などが必要なので、私は受付の業務が終わった後式場に入ったのですが、「不起立」に加え、受付を勝手に離れたことと前年も不起立だったことをもって減給処分にされました。最高裁上告で棄却され処分取り消しはできませんでしたが、しかし、人事委員会での闘いが残っています。新型コロナで遅れましたが、8月19日（木）に公開口頭審理が行われ、申立人が意見陳述します（30分）。処分者、人事委員、人事委員会職員の心に「この処分は学校教育を殺す」ということを伝えたいと思います。

2015年の処分は、免職警告書付き戒告処分です。私は卒業学年の主任であり卒業式を滞りなく進める責任がありました。また、担任をしていた生徒は車いす使用で疲れや緊張など精神的な動揺から発作を起こしやすかったのです。その生徒の横で「国歌」の時も座って寄り添うべきというのは、私が座るための方便ではなく、3年間担任をしてきての判断で、そうすることによって発作の可能性を低くし、最後まで主体的に式に臨み、介助歩行で卒業証書を受け取り介助歩行で退場したいと考えたのです。そういう計画を管理職に伝え、支援教育課の意見も聞いたりしました。生徒は前々日自宅で大きな発作を起こし、当日朝も小さな発作を起こしていました。しかし配慮して対応し元気に卒業式に参加できました。

式までに管理職と何回も話をしましたが、管理職は「横で座っていないと発作を起こす証拠を出せ」「いつときでも目を離すと命に係わるのなら横で座っていることを認める。」と言って、私の教育意図を理解しませんでした。生徒に日常の授業でいろいろな経験をさせるために小さな発作は仕方ない

というのは保護者や主治医とも共有している考えでした。休ませて次の時間か翌日にその内容をすればいいのですから。しかし卒業式はやり直しできません。合理的配慮に関わる判断の着席なのに、その争点がスルーされたまま昨年末人事委員会裁決が出ました。この5月10日に大阪地裁に提訴し、6月28日の第1回期日で意見陳述をしました。8月末に府教委の反論が出て第2回期日は9月8日です。

現場の人間であるべき校長や准校長（管理職）が、生徒や教職員のこと、教育のことを考えていません。昨年の全国一斉休校の時に、文科省は首相に反論せず、教育委員会も言い返さず、校長も意見を返さず、現場の意見を聞かずに、保護者や子どもの都合も考えずに、週末の首相発表をそのまま受け入れ翌週初めから実行しました。学校現場では、職員会議が質問や意見を出し合い問題解決していこうという場ではなくなっていて、校長の決定で進められていきました。

特別支援学校の教職員の業務は増えています。給食の配膳、片付けは教員がする。摂食介助は手袋をマスクを換える。医療的介助の都度、手袋だけでなくエプロンも換える。生徒が下校後、次亜塩素酸水で教室の消毒をしなければなりません。飛沫感染を防ぐために歯磨きをしていないのですが、6月21日以後、プール指導が始まりました（兵庫では水泳中止の学校もあります）。支援学校ではマスクをすぐ外してしまう児童生徒が多くいます。プール時の更衣介助がとても空間密で身体も密着してしまいます。マスクをしない人との接触が多い職種は優先的にワクチン接種をしようという自治体があります。ケアマネジャー、介護福祉関係、保育士、特別支援学校の教職員などです。大阪では6月14日にやっと支援学校教職員対象の計画が発表され、希望者は6月27日から始まりました。支援学校以外の学校はまだ優先されていません。オリンピックで感染がさらに広がれば、学校はどうなるのでしょうか。

「君が代」強制に現れた教育無視の在り方は、命の軽視ともつながっていますし、更に感染症対策では大人が自己本位の考え方で、教育を忘れた狭い視野でしか見ていないことを表していると思います。

合理的配慮とは

障害者が他の者との平等基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものである。かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。（障害者権利条約第2条より）

大阪府は障がい者への合理的配慮に関してHPにおいて『大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について』として、公表しています。その一部を紹介します。

私たちは、多様なサービスや社会的インフラ、権利行使の機会を様々な場面で利用しながら、日常生活や社会生活を営んでいます。しかし、これらが障がい者には利用できない形でしか提供されないと、日常生活や社会生活から排除されることになってしまいます。これまでは、ともすれば、障がい者の機能障がい克服の努力に関心が寄せられがちでしたが、今後は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一人ひとりが、障がい者の自立や社会参加を妨げている「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮」に取り組んでいくことが求められます。

- ・配慮や工夫に決まったやり方ではなく、障がい者の視点を取り入れつつ、それぞれの実情に応じた創意工夫、柔軟な対応を講じていくことが不可欠と考えられます。
- ・個々の子どもがその特性を踏まえて授業の中で活躍できる場面づくりをしている。
- ・運動会や卒業式等各行事での子どもの位置付けを全員で確認し、ルールや参加のための配慮について検討するようにしている。

「君が代」条例から10年、いま、大阪の公教育は？

大阪では、この10年、維新の首長らが政治的に「教育」を利用してきた。そのため学校現場は閉塞感に満ち、問題意識を持った教員が一部いるものの、全体としては上意下達の構図にすっぽり収まっているかの観があった。ところが、そういう状況のなか、本年5月、現職の大阪市立小学校校長が名前を明らかにしたうえで松井市長に提言を出した。これは大きな話題となり、いま、校長は様々な場で、大阪の教育について語られている。私たちもそれを受け止め、大阪の教育の再生を目指したい。それが学校への「君が代」強制の不当性を多くの人々に訴えることにも繋がると考えている。

2021.7.18

大阪グループ ZAZA 志水博子

〈新自由主義的教育改革——安倍と維新による公教育の崩壊〉

2006年、第1次安倍政権は教育基本法を改悪し、翌2007年には全国学力調査(悉皆)が復活した。2008年、大阪に橋下徹による維新府政が誕生、2011年には全国で唯一「君が代」強制条例が施行された。翌年の2012年には、新自由主義的教育観に基づく教育基本諸条例が施行され、まさに安倍流教育破壊の先兵を務めてきたのが大阪維新の会であった。それを裏付けるように2012年2月、日本教育再生機構が主催するシンポジウムで安倍晋三と松井大阪府知事(当時)は意気投合。ここに、「森友学園」に代表されるナショナリズムを利用した新自由主義的教育改革が、大阪を実験場とするかのように繰り広げられていった。

〈学力向上という美名のもとに行われる民間委託テスト〉

全国学テ体制において、「学力向上」という美名のもと、大阪府では2015年度より中学生統一テスト「チャレンジテスト」が実施されている。なお、これには別の目的もある。高校入試における「絶対評価」の内申を適正に評価するという理由で、各中学には、府全体の平均から割り出された「適正な評定平均値の範囲」があてがわれる。これが何を引き起こすかという、最も大きな問題点は地域格差をそのまま中学生たちは背負わされてしまうことだ。関西学院大学准教授濱元伸彦氏の論文「大阪府チャレンジテストにおける『団体戦方式』の問題——地域間の経済格差が内申点評定に反映される仕組み」(『日本の科学者』2020年8月号所収)では、社会的経済的背景が厳しい学校の生徒が高校入試上不利になっている可能性がある」と指摘されている。また、子どもたちにも分断を強いることになる。教育行政が学校を“格付け”し、学校ごとに5段階評定の分配率を決める制度は人権侵害さえ引き起こしかねない。

さらに、大阪府教育委員会は、緊急事態宣言中であるにもかかわらず小学生統一テスト「すくすくテスト」の実施を始めた。大阪維新の会笹川理府議会議員は自らのHPで、「この『すくすくテスト』は、自信を持って、大阪の教育を変える起爆剤になると思っています」と述べている。まだ全貌は分からないが、維新の会(政治)・内田洋行(民間教育産業)・府教委(行政)がタッグを組んで、公教育を民営化路線に持ち込もうとしているのはたしかだろう。

〈データ化され、差別化される子どもたち→教育民営化への道〉

教育民営化の道はそれだけではない。Society 5.0 に向け ICT 教育振興のための市場開拓を狙う財界と政府は、コロナ禍オンライン授業をバネにして一気にその方針を教育の場におろそうとしている。この戦略は、ことさら大阪市では顕著である。GIGA スクール構想における、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」という耳触りのいい言葉は、結局、子どもをデータ化し、差別化し、公教育の崩壊につながっていくのではないか。それに対抗していくためには、そもそも「学び」とは何かを私たちの手によって提示していく必要があるだろう。

〈首長による地教行法違反がまかり通る大阪〉

先にも触れたが、こと大阪では、コロナ禍における吉村知事・松井市長による政治的パフォーマンスは目にあまる。制度が改悪されたとはいえ、教育委員会が首長から独立した行政委員会として教育行政を担っていることはいままでもない。ところが、吉村知事も松井市長も教育委員会頭越しに、学校の臨時休業、オンライン授業の指示などを記者会見で公表する。メディアはそれを批判することなく垂れ流し、結果、学校現場が振り回されることが幾度となくあった。なかでも 5 月 19 日松井市長が教育委員会頭越しに「緊急事態宣言中、学校は原則オンライン授業」と宣言したことによって学校現場は大混乱が起こった。明らかに地教行法に違反することがまかり通っているのである。

〈大阪市立木川南小学校久保校長の「提言」〉

そんな時に、現職の大阪市立木川南小学校久保敬校長が大阪市長に「大阪市教育行政への提言—豊かな学校文化を取り戻し、学び合う学校にするために」を出された。今、大阪の公教育において考えなければならないことすべて書かれていると言っても過言ではない。これは松井市長にあてた「提言」であると同時に、私たち市民にあてられたものだと受け取めている。私たちは、この提言がうやむやにされることなく、教育行政に活かすことを大阪市教育委員会に迫っていききたい。まだお読みになっていない方がおられればどぜひ読んでほしい。

(ZAZA 現職校長から市長への提言 で検索)

〈「学校」とは何か? 「学力」とは何か?〉

いつの時代にも、学校は社会の要請に応えてきた。それは必ずしも政治と無縁ではなかった。ある人はこういう、これからの時代、学校は必要なくなるかもしれない。本当にそれでいいのか? いま、学校は危機にある。大阪に限らず、全国には市民の眼差しから学校や教育の問題を考える団体が多々ある。一義的な価値観ではなく多様な価値観を前提に公教育を考えていきたい。そもそも「学力」とは何か? から話し合っていく必要があるだろう。

〈学校への「君が代」強制の意味を、いま一度とらえ直す〉

昨年 12 月出版された『ルポ 「日の丸・君が代」強制』(永尾俊彦著・緑風出版)は、たんに国旗国歌の問題というのではなく、戦後日本社会の歴史、とりわけ現在に繋がる教育の歴史が描かれている。「君が代」を軸として戦後教育と社会の構造を解き明かしたといってよい。筆者は、学校への「君が代」強制・懲戒処分を、戦後最大の「思想弾圧事件」と呼ぶ。そしてあとがきにはこうある、「本書が、教職員の苦悩と行動を通し、子どもたちのための学校はどうあるべきなのかを考える一助になれば、幸いだ」と。「日の丸・君が代」強制がいかなる学校を作り上げ、それがどのように子どもたちに影響を及ぼしたか、もう一度捉え直していきたい。